

# 学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況 フォローアップ調査等実施要領(平成24年度)

## 1. 調査の経緯

- 文部科学省においては、子どもたちなどの安全対策に万全を期すために、平成17年7月末から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施。平成18年度以降毎年、吹き付けアスベスト等の対策状況について、定期的にフォローアップ調査を実施。
- また、政府においても、平成17年7月以来、アスベスト問題に関して関係閣僚会合を開催し、同年12月学校等を含む既存施設におけるアスベストの除去等について「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめ、今後、関係省庁は緊密な連携協力を図りつつ、使用実態調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等(除去された吹き付けアスベストの処理状況を含む)のフォローアップを行うこととされた。
- 平成20年2月以降、文部科学省は、新たにトレモライト等の分析調査が必要になったものについては、石綿等の有無の分析調査の徹底に関する通知\*（以下「石綿等の分析調査の徹底等」という。）に基づき、該当する機関に再分析調査の徹底を要請。

※「学校施設等における石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月15日付け19文科施第419号）

〈参照〉

（別紙2）学校施設等のアスベスト対策に関する通知一覧

## 2. 調査の内容・時点

- ・ 学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況についてフォローアップ調査を実施する。
- ・ 調査時点は、平成24年10月1日（月）とする。

## 3. 提出期限

- ・ 調査票の提出期限は、平成24年11月2日（金）とする。

## 4. 提出する調査票・提出先

- ・ 提出する調査票は、各機関の吹き付けアスベスト等の保有実態に応じ、下表及び別表1（調査対象機関・提出先・連絡先等）により提出する。
- ・ 提出方法（郵送・FAX・メール）は、提出先により異なるので別表1を確認し提出する。

## ■ 保有実態区分

(1) 吹き付けアスベスト等を保有する機関
(2) 吹き付けアスベスト等の使用が無い機関 (平成9年度以降にしゅん功した建物のみ保有する機関を含む)

## ■ 保有実態により提出が必要な調査票一覧

保有実態区分	様式1 1-1A~1-10	様式2	様式3	様式4
(1) 吹き付けアスベスト等を保有する機関	○	—	—	△
今回の調査で、調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)がある場合	○	○	○	
平成23年10月1日時点で、調査区分④(ばく露のおそれのあるもの)があった場合	○	—	○	
(2) 吹き付けアスベスト等の使用が無い機関(平成9年度以降にしゅん功した建物のみ保有する機関含む)	●	—	—	△
平成23年10月1日時点で、調査区分④(ばく露のおそれのあるもの)があった場合	○	—	○	

○：必ず提出する。

●：平成23年10月1日時点で、すでに措置済みの機関で、それ以降も吹き付けアスベスト等を使用していない場合、調査票の提出は不要とする。

△：「石綿等の分析調査の徹底等」による使用実態調査が未完了の機関は様式4を提出する。

## 5. 調査票の種類

調査票様式は以下のとおり。

### ■ 様式一覧

様式名	調査内容
様式 1-1A~1-10	吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票
様式 2	調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対応状況等調査票
様式 3	調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対策進捗状況等調査票
様式 4	使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

※各様式のフォーマットは、以下の文部科学省ホームページより入手できます。

<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm> (アスベスト関係通知等)

## 6. 調査対象建材

調査対象建材は、平成8年度以前にしゅん功した建築物（改修工事も含む）に使用されている、次に掲げるものとする。

### ①吹き付け石綿等

石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹き付けアスベスト」、「吹き付けロックウール」及び「吹き付けひる石（バーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えるもの。

### ②折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品。

## 7. 記入要領

以下の記入要領をよく読み、調査漏れ等が無いようよく確認した上で提出すること。  
なお、調査票作成に当たり、東日本大震災において被災した機関については、以下のとおり対応すること。

○被災により仮設建物等を使用している場合

- 平成24年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出を要しない。

なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上すること。  
所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上すること。

- 以上の他、調査票提出に当たって疑義がある場合は、本件照会先まで連絡すること。

### (1) 様式 1-1A~1-10

#### ●吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

○共通事項

- 「機関情報」を記入する。（機関名、所属名、担当者名、連絡先（電話）、E-mail）
- 別表1において「文部科学省取りまとめ」となっている機関のうち、前年度調査（平成23年10月1日時点フォローアップ調査）において、「吹き付けアスベスト等の使用が無いと回答済みの機関（平成9年度以降にしゅん功した建物のみ保有する機関を含む）」で、それ以降も吹き付けアスベスト等を使用していない場合は、調査票の提出は不要。

○記入内容

#### ■全機関数

- 平成24年10月1日時点の「全機関数」を記入すること。
- 国公立大学、国私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、認可法人、特殊法人、独立行政法人の「全機関数」は、文科省の担当課で取りまとめるため記入は不要。
- 都道府県取りまとめ様式における全機関数については、各都道府県において把握してい

る他の調査結果や前年度からの増減数等を基に記入すること。

#### ■ 調査中機関数

使用実態調査が次のいずれか（又は両方）に該当する場合、未完了機関数を記入すること。

- ・ 「石綿等の分析調査の徹底」により再調査が必要となった機関で使用実態調査が未完了の機関数
- ・ 上記以外の理由（機関数の変動等）により使用実態調査が未完了の機関数

#### ■ 吹き付けアスベスト保有実態

- ・ 吹き付けアスベスト等の保有実態について、次の調査区分①～④ごとに機関数、室数・室面積（日常利用室、その他諸室）及び通路部分面積を記入すること。
- ・ 平成 24 年 10 月 1 日時点で、吹き付けアスベスト等の「除去」等の対策工事を行っているもののうち、工事が完了していない場合は調査区分①～④の該当項目に計上する。

#### 調査区分① 吹き付けアスベスト等があるもの

吹き付けアスベスト等が使用されている室・通路部分を有する機関数、その室数<sup>\*1</sup>並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>（日常利用室、その他諸室）の合計を記入すること。

#### 調査区分② 措置済み状態にあるもの

調査区分①のうち、封じ込め状態<sup>\*2</sup>または囲い込み状態<sup>\*3</sup>（以下「措置済み状態」という。）にある室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

#### 調査区分③ 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがないもの

調査区分①うち、措置済み状態ではないが、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがない室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

#### 調査区分④ 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの

調査区分①のうち、措置済み状態ではなく、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

本区分に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

※調査区分④の判断基準については、参考 1 を参照すること。

\* 1 : [①の室数、面積] = [②の室数、面積] + [③の室数、面積] + [④の室数、面積]  
面積は、小数点以下は四捨五入とし、1 m<sup>2</sup>単位で記入する。

\* 2 : 吹き付け石綿等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して粉じんが飛散しない状態。

\* 3 : 吹き付け石綿等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆い、粉じんが飛散しない状態。

\* 4 : 調査区分②～④の機関数は、該当する室又は通路部分を有する場合、それぞれ機関数を記入すること。

## (2) 様式 2

### ● 調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対応状況等調査票

#### ■ 対象機関

今回の調査において、調査区分④がある場合に作成すること。  
(「4. 提出する調査票」を参照)

#### ■ 記載事項 (詳細は様式2の「記入上の留意事項」を参照)

調査区分④の対応状況、公表状況、公表予定状況を記入すること。

※ 調査区分④に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

## (3) 様式 3

### ● 調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対策進捗状況等調査票

#### ■ 対象機関

平成23年10月1日時点の調査結果において、調査区分④に計上していた機関及び今回の調査において、新たに調査区分④に計上した機関について作成すること。

#### ■ 記載内容 (詳細は様式3の「記入上の留意事項」を参照)

##### ・変動要因について

平成23年10月1日時点における調査区分④の機関数から、平成24年10月1日時点における今回調査報告の調査区分④の機関数の変動要因等を記入すること。

##### ・対策完了予定時期について

平成24年10月1日時点において、調査区分④の対策が未完了の場合に記入すること。  
対策完了予定時期と未対策の理由ごとに機関数を記入すること。

※対策完了時期の年月ごとに記入する。

※同一理由の機関がある場合は、理由の後に機関数を記入する。

(記入例)

完了予定時期	機関数	理由
平成25年3月	4	現在立ち入り禁止の措置としており、平成25年3月までに除去工事をする予定。(3) 改修工事を実施しており、平成25年3月までに除去する予定。(1)

※ 調査区分④に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

## (4) 様式 4

### ● 使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

#### ■ 対象機関

- 学校施設等の吹き付けアスベスト等使用実態調査が、平成23年10月1日時点において未完了であった157機関(別紙4)は、使用実態調査の完了状況について作成すること。
- 平成23年10月1日時点で使用実態調査が完了していた機関は提出の必要はない。

■ 記載内容

・調査の完了状況について

各項目における機関数を記入すること。

・使用実態調査完了予定時期について

平成 24 年 10 月 1 日時点において、使用実態調査が未完了の場合に記入すること。

完了予定時期と未完了の理由ごとに機関数を記入すること。

※調査完了時期の年月ごとに記入する。

※同一理由の機関がある場合は、理由の後に機関数を記入する。

(記入例)

完了予定時期	機関数	理由
平成 24 年 12 月	7	冬季休業時に調査を行う予定。(4) 公共施設全体調査を一斉に実施する計画のため。(3)

完了予定時期が平成 25 年度以降または未定の機関がある場合は、下にある表に記入すること。

(記入例)

完了予定時期	設置者名	機関名
平成 25 年 12 月	〇〇市	〇〇小学校